

品川区立公園等防犯カメラシステムの管理および運用に関する要綱

制定 平成31年3月22日 区長決定 要綱第56号

(目的)

第1条 この要綱は、品川区立公園および品川区立児童遊園等（以下「公園等」という。）に設置する防犯カメラおよび録画・記録等に要する機器等（以下「システム」という。）の管理および運用に関し必要な事項を定めることにより、公園等を利用する者の安全の確保および権利の保護を図ることを目的とする。

(設置者等)

第2条 システムの設置者は、品川区長とする。

2 システムの管理者は、防災まちづくり部公園課長とする。

3 システムの取扱者は、管理者が指定する職員とする。

(個人情報保護)

第3条 設置者、管理者は、システムの不正使用により個人の権利および利益を侵害してはならない。

2 設置者、管理者は、システムの管理または運用に関し、その職務上知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

(設置者の責務)

第4条 設置者は、公園等の敷地内で、犯罪被害防止の効果が高いと思われる場所に防犯カメラを設置するものとする。

2 設置者は、防犯カメラの撮影にあたっては、公園等の敷地外の居住者などのプライバシーに配慮する。

3 設置者は、防犯カメラの設置個所に、防犯カメラが設置されている旨を明示し、落下防止等の安全措置を講ずる。

4 設置者は、録画・記録等に要する機器等を、職員以外の者の立ち入りを制限できる場所に設置する。

5 設置者は、録画データの漏えい、滅失または毀損の防止その他の録画データの安全管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第5条 管理者は、システムの操作・保守点検等を適正に行う。

2 管理者は、その所属職員に対し、システムの不正使用により、個人の権利および利益を侵害してはならない旨を周知する。

3 システムに関する業務を委託するときは、業務内容に応じ、個人情報に係る責務を当該受託者に遵守させるため、委託契約書などにその旨を記載する。

(録画データ等の取扱い)

第6条 録画データの保存期間は10日間とする。ただし、法令等に定めがある場合または犯罪捜査目的で捜査機関から要請があった場合は、この限りでない。

2 録画データは、撮影時の状態のまま保存し、加工等を行ってはならない。

3 保存期間を経過した録画データは、上書き等の操作により消去を行う。

4 記録媒体を録画装置と分別して保存する場合は、盗難等を防ぐため、施錠ができる収納庫等に保管する。

5 記録媒体を廃棄する場合は、破碎を行うなど、録画データの再現が不可能な方法で廃棄する。

(目的外利用の禁止・第三者への提供の禁止)

第7条 録画データを設置目的以外の目的に利用し、または第三者へ提供してはならない。

ただし、法令等に定めがある場合または犯罪捜査の目的で捜査機関から公文書による照会を受けた場合を除く。

(苦情処理)

第8条 管理者は、システムの設置および運用について住民等から苦情等が寄せられた場合は、速やかに苦情等の内容の把握および事実調査を行った上で適切に処理する。

(事務局)

第9条 システムに関する事務は、防災まちづくり部公園課で処理する。

(委任)

第10条 この要綱の施行について必要な事項は、区長が別に定める。

付 則

この要綱は平成31年4月1日から適用する。